

外国人創業活動における事業継続性判断の明確化

(令和5年4月 「経営・管理」の在留資格の明確化等について)

規制改革の内容

特例措置前

在留資格「経営・管理」を更新する場合の事業継続性の判断に当たって、2期連続して債務超過である場合等においては、原則として更新を認めていない。



特例措置

在留資格「経営・管理」を更新する場合の事業継続性の判断に当たり、新興企業においては、2期連続して債務超過等であっても、債務超過等になっていることについて合理的な理由がある場合には、柔軟に判断する。



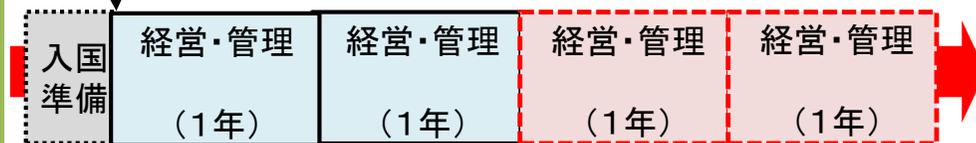
効果

海外からの起業家やスタートアップ創業人材が活動を継続しやすい環境を整備。

規制改革の概要

(入国審査時)

- ①事業所の確保
- ②2人以上の常勤職員 又は 500万円以上の出資金等



(在留期間更新時)

直近二期の収益性により事業継続性を判断



■「設立5年以内の国内非上場企業」が独自性のあるサービス等により事業を成長させようとする場合においては、事業継続性を柔軟に判断

(必要な資料)

- ①公的資格を有する第三者による改善の見通しに関する評価
- ②投資家やベンチャーキャピタルからの投資等による資金調達に係る取組
- ③製品・サービスの開発や顧客基盤の拡大に係る取組